

**講習会・研修会・ワークショップ等（以下、講習会等）開催認定基準**

- (1) 学会に登録している団体の主催であること。但し行政組織が主催し、登録団体が共催団体として実質的な企画・運営にあたる場合も申請可とする。
- (2) 企画・運営・実施に2名以上の学会認定音楽療法士が関わっていること。
- (3) 複数の受講者を対象とし、当該地域の学会会員に予め公開されていること。
- (4) 講師などの選任にあたっては的確な人選に配慮すること。なお講師は非学会員も可とする。
- (5) 講習会等の内容は、音楽療法の臨床研究や学会カリキュラムガイドライン上意義があるものであること。
- (6) 講習会は営利を目的とせず、参加費は適切であること。
- (7) 実施にあたっては学会の倫理綱領に十分な配慮がなされていること。

※登録団体が団体登録している支部以外の地域で講習会等を開催する場合は、団体登録している支部に申請、報告を行う。

以上